

令和元年11月21日  
建設文教委員会提出資料

# 第2次帯広市都市計画マスタープラン (原案)

令和元年11月

## 【目 次】

<b>序章 背景と計画の概要</b> .....	1
(1) 策定の背景.....	1
(2) 計画の位置づけ .....	1
(3) 対象区域及び計画期間 .....	3
<b>第1章 都市の現況</b> .....	4
(1) 都市の概要と形成過程 .....	4
(2) 社会情勢の変化 .....	4
<b>第2章 基本理念と将来都市構造</b> .....	6
(1) 基本理念 .....	6
(2) 将来都市構造 .....	8
<b>第3章 分野別方針</b> .....	15
(1) 土地利用の方針 .....	15
(2) 都市施設等の方針 .....	19
(3) 都市環境の方針 .....	30
<b>第4章 実現に向けて</b> .....	35
(1) まち育ての推進 .....	35

## (1) 策定の背景

帯広市では、2003（平成15）年8月に帯広市都市計画マスタープラン（以下、「前プラン」という。）を策定し、高齢者の増加や人口減少局面への転換を見据え、「均一型の都市づくりからメリハリのあるまち創りへ」、「拡大型の都市づくりから既存活用型のまち使いへ」といった基本方向を掲げ、暮らしやすい都市空間の形成に取り組んできました。

この間、人口減少や少子高齢化の急速な進行、都市化の進展に合わせて整備してきた道路や公園など都市施設等の老朽化など、本市を取り巻く状況は変化し続けています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、第2次帯広市都市計画マスタープラン（以下、「本プラン」という。）を策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

本プランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであり、北海道が定める「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「整開保」という。）と「第七期帯広市総合計画」（以下、「総合計画」という。）に即すとともに、総合計画の分野計画に位置付け、本市のその他の行政計画と整合を図ります。

なお、本市が定める都市計画には、用途地域などの地域地区や道路、公園、下水道などの都市施設、市街地再開発事業などがあり、これらは、本プランに沿って行います。また、本プランによって都市計画の基本理念や取り組みの方向性などを市民や事業者、行政で共有し、地域に愛着と誇りをもってまちをつくっていく「市民協働のまち育て<sup>(※)</sup>」を推進します。

### ※まち育て

親が子どもを慈しみ育てるように、市民やNPO、事業者、行政など多様な主体が、自分たちの住むまちに愛着と誇りを持ってまちをつくり上げる姿勢を強調しています。まちづくりということばからは、新しいモノを作り出すイメージがありますが、「まち育て」は、まちで暮らしている私たちが、住みやすい、働きやすい、心地よいなどを目標に、市民、事業者、行政が互いにパートナーとして協働でまちを育んでいく意識や行動を示しています。

◆計画の位置付け

○ 整開保（都市計画法第6条の2）

○ 総合計画

即する

第2次帯広市都市計画マスタープラン

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）  
（都市計画法第18条の2）

即する

都市計画決定

（地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等）

整  
合

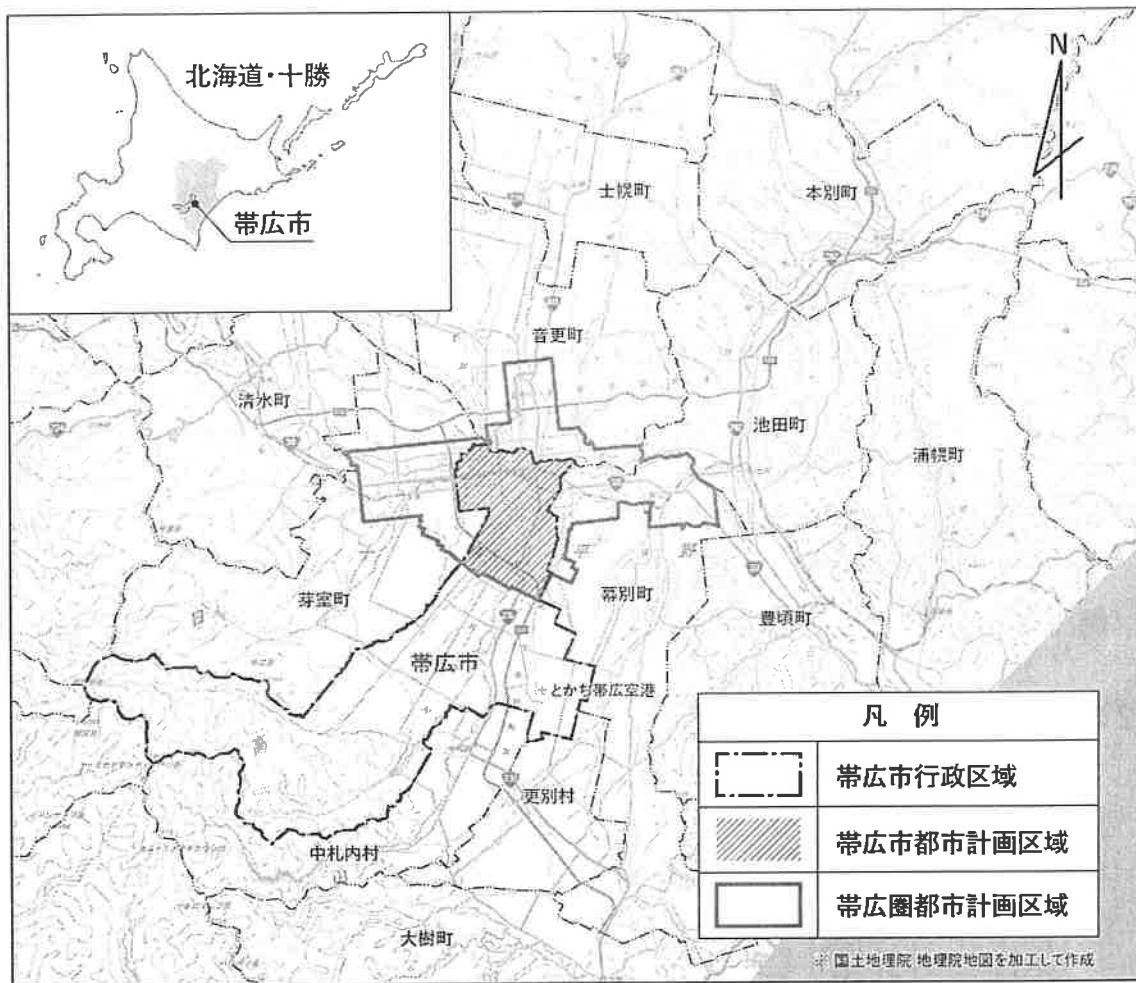
その他の行政計画（抜粋）

- <交通>帯広圏都市交通マスタープラン
- <交通>地域公共交通網形成計画
- <施設>公共施設マネジメント計画
- <施設>みどりの基本計画
- <施設>上下水道ビジョン
- <産業>中心市街地活性化基本計画
- <住宅>空家等対策計画
- <住宅>住生活基本計画
- <防災>地域防災計画
- その他の関連計画 など

### (3) 対象区域及び計画期間

本プランの対象区域は本市の都市計画区域とし、計画期間は2020（令和2）年度から2039（令和21）年度までとします。

なお、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて、見直しを行います。



帯広市行政区域 : 61,934ha

本プラン対象区域 : 10,369ha (帯広市都市計画区域)

## 第1章 都市の現況

### (1) 都市の概要と形成過程

本市は十勝平野の中央に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は十勝川を境に音更町と接しています。市域の範囲は、東西に約 46.8km、南北に 43.3km で、面積は東京 23 区とほぼ同じ大きさの 619.34 km<sup>2</sup>で、都市計画区域は北東部に位置しています。

本市の都市計画の原型は、1893（明治 26）年から北海道の拓殖計画に基づき、格子状の市街地区画によって形成され、1957（昭和 32）年には、川西村、大正村と合併して現在の市域となりました。以降、緑の工場公園として造成した工業団地や市街地をみどりで囲む帯広の森事業、JR 帯広駅周辺整備など、計画的に都市基盤や住環境の整備を進めてきました。

この間、人口増加や産業発展などによる市街地の拡大にあたっても、きれいな水や空気などの良好な環境と調和を図りながら快適な都市空間の形成に努め、前プランを策定した 2003（平成 15）年には、人口が減少局面を迎えることなどを踏まえ、既存の都市基盤の活用を主体に進めてきました。

### (2) 社会情勢の変化

前プランでは、少子高齢化や人口減少社会の到来、経済のグローバル化などを見据え、市民と行政の協働、美しい田園空間の活用、量の充足から質の充実への転換、広域連携の推進、ユニバーサルデザインによるまちづくりなどを基本的な視点として取り組みを進めてきました。

本市が将来にわたって活力ある都市を形成していくためには、これまでの考え方を踏襲しながら、以下に掲げる社会情勢の変化などを見据え、柔軟に取り組みを進めていく必要があります。

#### ① 市街地の低密度化

本市の人口は戦後一貫して増加傾向にありましたが、2000（平成 12）年の 173,030 人をピークに減少局面に入り、2015（平成 27）年には 169,327 人まで減少しています。

また、市街地の規模の一つの指針である人口集中地区（DID 地区）が 1970（昭和 45）年から 2015（平成 27）年までで 1,360ha から 4,108ha へと約 3 倍に拡大したのに対し、DID 地区内の人口密度は 63.7 人/ha から 36.8 人/ha へと 4 割以上低下しています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後とも減少を続け、2015（平成27）年に169,327人だった人口は、2040（令和22）年には155,438人になると推計されており、低・未利用地の増加などによる人口密度の低下に伴い、市民の日常生活を支えるサービスや都市施設等を維持・存続することが困難になる恐れがあります。

## ② 低い公共交通の利用率

自動車の普及と道路整備の進展などを背景に、本市では公共交通や徒歩、自転車などを利用する市民の割合が同規模自治体に比べて低く、自家用車に依存する傾向が強くなっています。

一方、高齢化の進行などで、今後、移動に困難を伴う市民が増加することが懸念されており、地域の中で自立した生活を送るうえで、公共交通などの役割は重要性を増していくと考えられます。

## ③ 都市施設等の老朽化

本市では、道路や公園、下水道などの都市施設をはじめ、市営住宅や小中学校などの公共施設等全般について、老朽化等により今後大規模な改修や更新が必要な時期を迎えます。

一方で、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少、更には高齢化の進行などによる社会保障費の増加等のため、施設等の維持管理や更新に充てられる財源は限られてきます。

このため、すべての施設等をこれまでと同様に改修・更新していくことは困難であり、これまで整備してきた道路などの都市基盤の効率的な活用や維持管理コストの低減などをより一層進めていかなければならない時期にきています。

## ④ 自然災害リスクの高まり

近年、全国的に、大規模な地震や洪水などの災害が多発しています。

本市においても、2016（平成28）年の台風に伴う道路・橋梁の損壊などによる交通網の寸断や市街地での床上・床下浸水、2018（平成30）年の北海道胆振東部地震の影響による全市的な停電などに見舞われました。

市民生活は道路や上下水道など、幅広い都市機能が結びついた上に成り立っており、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害に強い都市基盤を構築することが重要となっています。

## 第2章 基本理念と将来都市構造

### (1) 基本理念

本市ではこれまで、少子高齢化や人口減少社会の到来を見据え、地域の歴史や特性を活かしながら、自然環境や人にやさしくコンパクトで持続可能な都市形成に取り組んできました。

人口減少や高齢化が進行する中、誰もが安全安心に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、将来をしっかりと見据え、持続可能なまちの基盤を整えていくことがますます重要となっています。

こうしたことを踏まえ、これまでの考え方を継承するとともに、「整備保」や「総合計画」に即し、今後の都市計画の基本理念を次のとおりとします。

みんなで創り 未来へつなぐ

みどり豊かな帯広の 心地よい暮らし

- ・ 帯広の森に象徴されるみどり豊かで住み心地のよい都市空間を、後世に継承します。
- ・ 一人ひとりが誇りと愛着を持てる豊かな地域社会の実現に向け、市民との協働により取り組みを進めます。
- ・ まちの活力を効果的に高める場所（まちの“ツボ”(※)）を探り、様々な主体による創意工夫により、個性ある都市空間を形成します。
- ・ 蓄積された都市基盤を有効に活用するため、施設等の長寿命化や効果的な維持・管理、更新を進めます。
- ・ 効率的で環境への負荷を抑えた都市構造の形成を図り、公共交通や自転車、自家用車などのバランスの取れた利用を促進します。
- ・ 災害時の交通確保や火災の拡大を阻止するための措置を講ずるなど、自然災害のリスクに対応した都市を形成します。

※まちの“ツボ”

市民や事業者の皆さんの主体的な取り組みにより、周辺地域の活力を向上させる波及効果が期待できる場所を、押すと元気になる人体のツボになぞらえています。「まちのツボ」は、具体的な場所が定まっているわけではなく、そこで取り組まれる内容も千差万別です。例えば、活力が失われている場所や空地などでのイベント開催やコミュニティ空間の設置など、市民や事業者の皆さんの創意工夫が發揮できる場所や取り組みを行政が一緒に探っていきます。

## (2) 将来都市構造

### ① 3つの基軸と補完軸（※）

本市の都市計画は、1893（明治26）年に北海道庁が現在の石狩通（国道38号）と大通（国道236号）との交点を基点として、東西、南北に殖民区画を行ったことに端を発しています。

この区画割りは1923（大正12）年まで続き、今日の碁盤目状の整然とした市街地の骨格が形作られ、その後、十勝川と札内川の河川緑地と市街地の外環を森で包む帯広の森構想などに基づきながら、都市を形成してきました。

こうした本市の都市形成の歴史や都市機能の集積状況などを踏まえ、下記の地域を基軸と補完軸に位置付け、集積された都市基盤や良好な交通アクセスなどが有効に活用され、周辺への波及・相乗効果が發揮されるような土地利用を図るとともに、都市施設等の整備などに取り組みます。

#### A 東西軸

石狩通やJR根室本線を軸とした市街地の東西を貫く帯広工業団地や流通団地、帯広発祥の地や電信通などがある地域一帯を「東西軸」に位置付けます。

石狩通は、石狩と十勝を結ぶ街道として整備され、道央圏と道東圏を結ぶ都市間道路として、また、高規格道路との接続や都市間交流・連携などに重要な役割を果たしています。

今後とも、軸上に集積された都市機能と良好な交通アクセスの有効活用を目指します。

#### B 南北軸

大通を軸とした市街地の南北を貫く、早くから商業・業務機能の集積が進み、経済的に重要な役割を担ってきた地域一体を「南北軸」に位置付けます。

大通と音更大通は、十勝の南北を結ぶ重要な道路であり、とかち帯広空港や十勝港など圏域外からの人々の交流や物資などの流通、また、高規格道路との接続に重要な役割を果たしています。

東西軸と同様に、今後とも、軸上に集積された都市機能と良好な交通アクセスの有効活用を目指します。

#### C 外環軸

帯広の森や帯広畜産大学などを含む、市街地から農地へと切りかわる概ね帯広・広尾自動車道までの地域一体を「外環軸」に位置付けます。

本市では、計画的な市街地形成を図るため、帯広の森と河川緑地で囲まれた地域を市街化する構想に基づき、市民の手による森の造成と市街地整備を進めてきました。帯広の森には、運動公園や JICA 北海道（帯広）が設置され、多様なスポーツ活動はもとより、国内、国際交流活動の場として、活発な活動が展開されています。

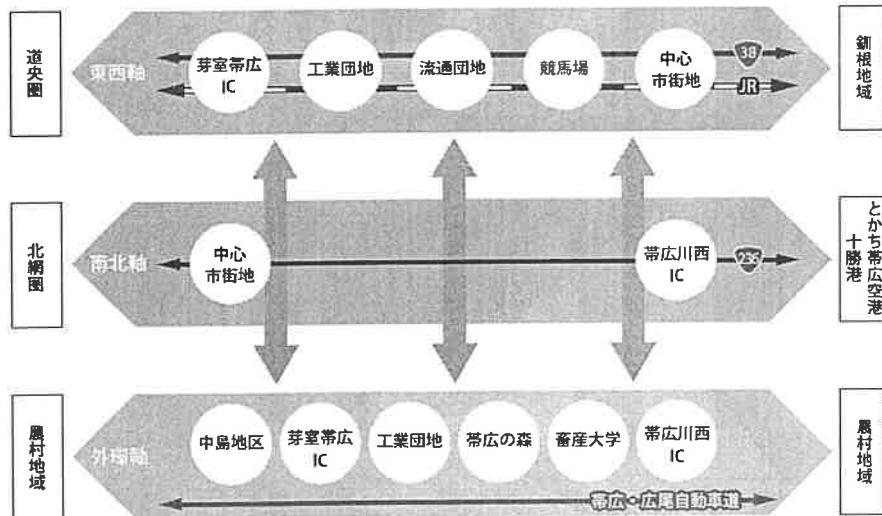
今後とも、帯広の森に代表されるみどりを活かした交流空間の充実やみどりのネットワーク形成などを推進します。

#### D 補完軸

弥生通、中島通、弥生新道、白樺通、帯広北新道、共栄通、鈴蘭新通、学園通、帯広の森通などの沿道一帯を「補完軸」に位置付けます。

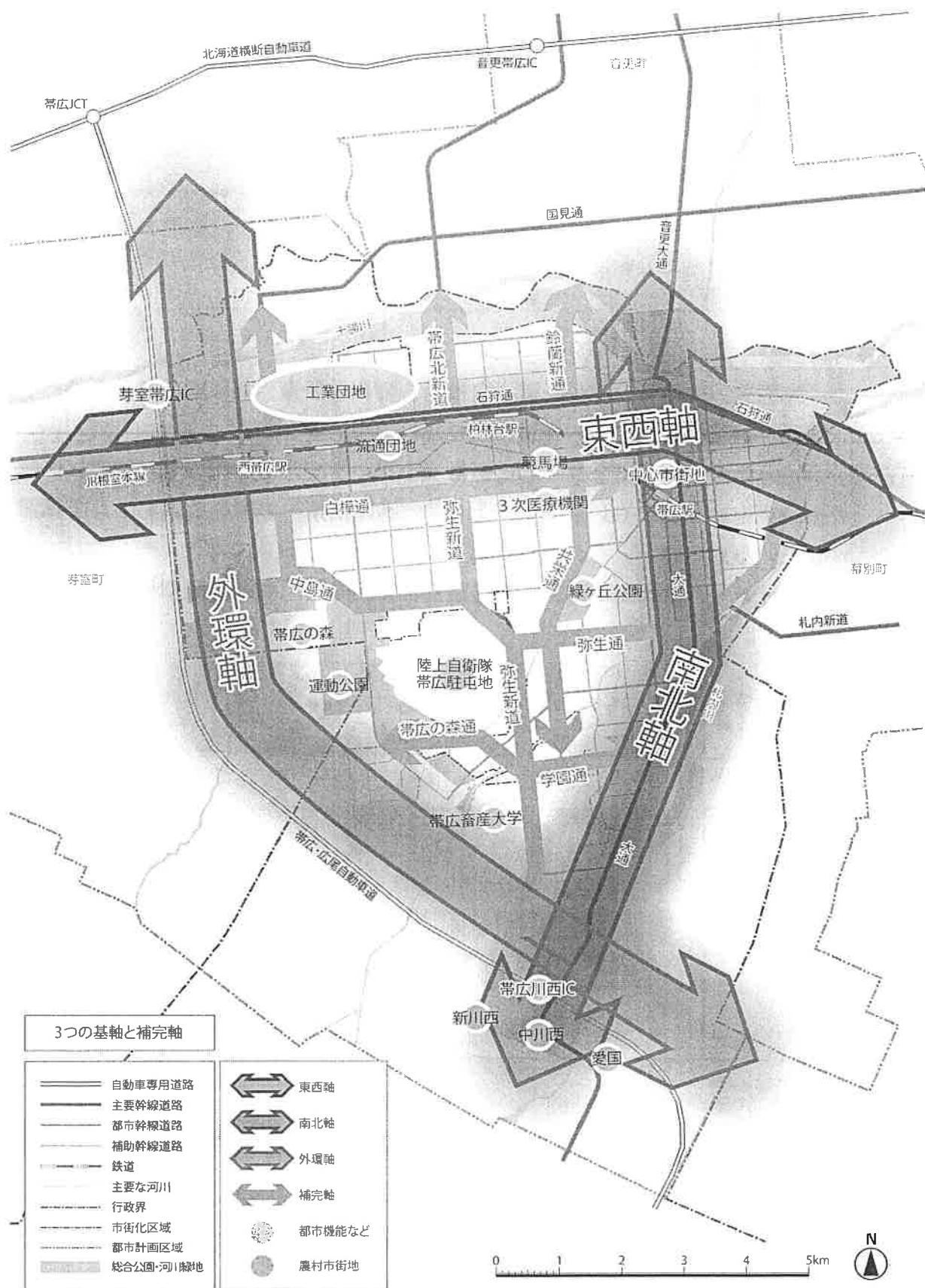
補完軸は、基軸間を繋げる道路ネットワークを形成しており、沿道に医療や商業施設などが立地しているものや、高速道路へのアクセス路として機能しているものなど、それぞれ、市民生活に重要な役割を果たしています。

今後とも、基軸間の連携強化を図り、交流や物流などの面で相乗効果を高めます。



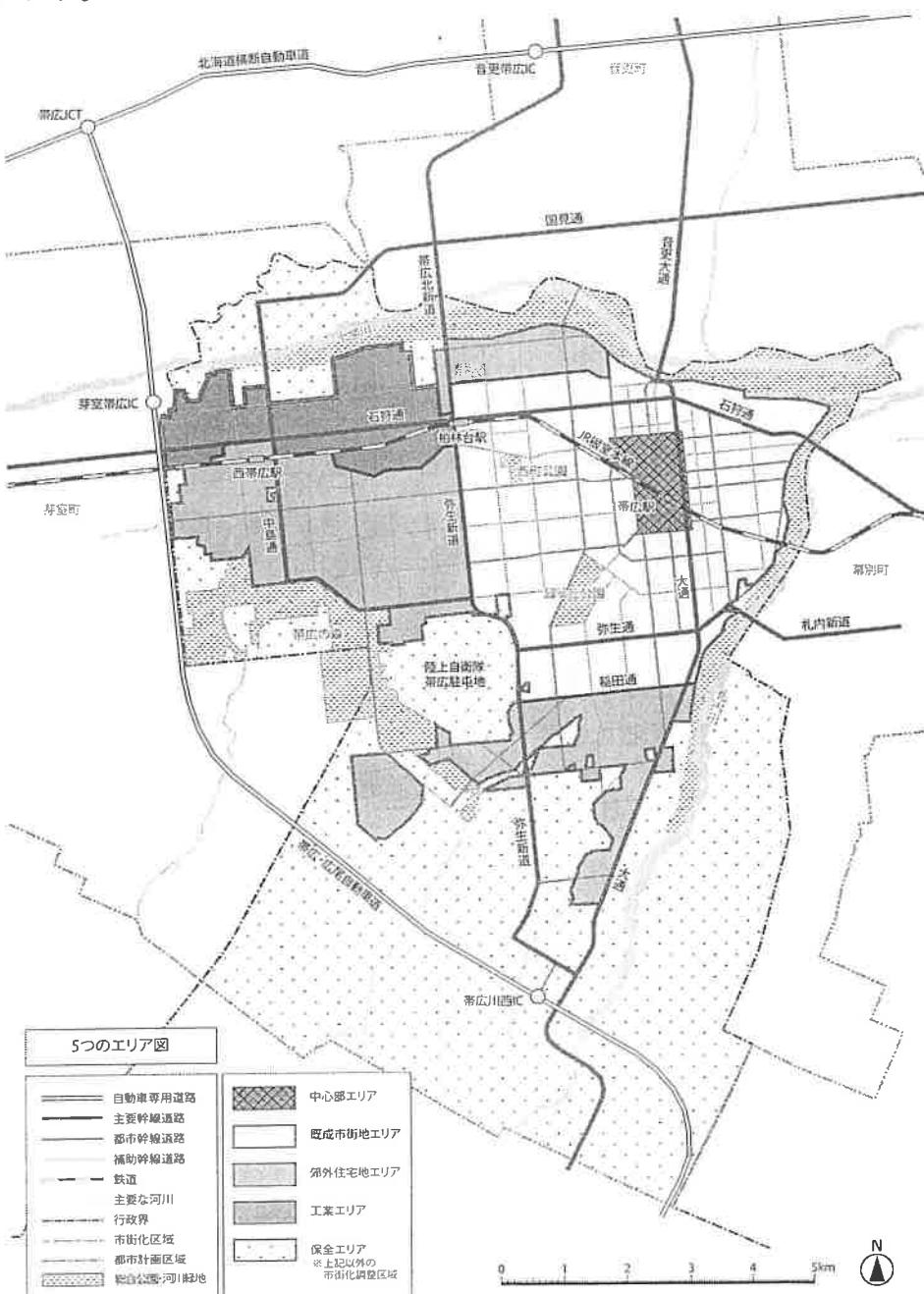
#### ※基軸・補完軸

基軸は、時代が流れても変わることのないまちの骨格であり、国道や高規格道路などの交通基盤を中心に、都市機能等が集積している面的な広がりを持った地域です。本市は十勝の中核都市であり、道東の拠点であることから、都市計画を進めにあたっては市民だけではなく、広域から人が集まることを考慮することが大切です。このため、道央圏や北網圏、釧根地域などの道内他圏域のほか、とかち帯広空港や十勝港の先にある首都圏等とのつながりも意識して土地利用や都市施設の整備を進めます。



## ② 5つのエリア (※)

本市の都市計画区域について、その成り立ちや役割を踏まえ、5つのエリアに区分します。各エリアは、JR 帯広駅を中心として都市機能が集積し、にぎわいと活力ある「中心部エリア」、弥生新道と稻田通に囲まれた中心部エリアを取り巻く概ね3km圏内の「既成市街地エリア」、土地区画整理事業など面的整備により計画的に開発され、市街化区域外縁部まで広がる「郊外住宅地エリア」、市域の北西部に広がる「工業エリア」、市街化区域に連なる農村地域を中心とした「保全エリア」とし、基本理念に基づき、これら5つのエリアの20年後の目指す姿や取り組みの方向性を示し、各エリアの特性を生かしながら個性ある都市空間の形成を目指します。



## A 中心部エリア

～十勝・帯広の顔となるエリア

行政機関や公共交通結節点など、都市の中枢となる機能の集積  
(目指す姿)

- ・道東の拠点、十勝・帯広の顔として、土地の高度利用が図られ、産業・経済、教育・文化、医療、行政などの都市機能が集積しています。
- ・十勝・帯広の顔としてふさわしい魅力的な都市景観や連続した商店街が形成され、賑わいの創出とまちなか居住が図られています。

(取り組みの方向性)

- ・低・未利用地の活用や土地の高度利用を図るエリアとして、建築物や人口の集積を促進します。
- ・オープンスペースなどの空間づくりを誘導し、ゆとりと潤いのある街並みなどの優れた都市景観を形成します。
- ・老朽建築物の建替えや改修等により耐震化や不燃化を促進します。
- ・道路空間の活用や商店街の連続性の確保など、魅力や賑わいがあり、歩きたくなる環境づくりを進めます。
- ・市街地再開発事業などにより、土地の合理的かつ高度な利用を図り、都市機能の更新を図ります。

## B 既成市街地エリア

～都市の中心部を補完するエリア

居住人口の増加促進

(目指す姿)

- ・戸建住宅や共同住宅などが立地し、中心部に向かうにつれて人口密度が高い住宅地が形成されています。
- ・充実した公共交通や徒歩・自転車などで、中心部に行くことができます。
- ・幹線道路沿いに生活利便施設が立地し、徒歩や自転車などで生活できます。

(取り組みの方向性)

- ・老朽家屋の建替えや改修等により耐震化や不燃化を促進します。
- ・生活利便施設の維持や新たな立地を促進するため、必要に応じて都市計画制度の柔軟な運用を検討します。

## C 郊外住宅地エリア

～市街地の郊外部に位置した閑静な住宅地を主体とするエリア

良好な住環境の維持保全

(目指す姿)

- ・主に戸建住宅が立地し、閑静な住宅地が形成されています。
- ・十勝・帯広らしいみどりが豊かでゆとりのある街並みが形成されています。
- ・中心部エリアなどに公共交通でスムーズに移動することができます。
- ・幹線道路沿いに店舗や診療所などの生活利便施設が立地しています。

(取り組みの方向性)

- ・利便性の高い公共交通網を確保します。
- ・必要に応じて地区計画の指定を検討するなど、ゆとりある住環境の形成を図ります。

## D 工業エリア

～都市の北西部に位置する工業系土地利用を中心とするエリア

工場や流通業務施設などの集積

(目指す姿)

- ・地域の資源や特性、優位性を活かして、活力ある産業が創出されています。
- ・交通の要衝となる立地の良さを活かした工場や業務施設などが集積しています。

(取り組みの方向性)

- ・地区計画の指定などにより、用途混在や敷地の細分化などを防止し、良好な工業地の形成を図ります。

## E 保全エリア

～市街地を取り囲むエリア

良好な農地や自然環境などの保全

(目指す姿)

- ・ 市街化が抑制され、良好な自然環境や農地が保全されています。
- ・ 「帯広の森」が形成され、都市と自然の調和が図られています。
- ・ 新川西、中川西、愛国地区は、良好なコミュニティが維持されています。

(取り組みの方向性)

- ・ 農地、森林を主体とした土地利用を基本とし、原則として市街化の抑制を図ります。
- ・ 帯広の森は、市街地を囲む緑地帯として、維持・保全・活用を進めます。
- ・ 自然環境や農地を保全しつつも、農業と都市活動との調和に資する六次産業化に関する展開等については、都市計画制度の運用について柔軟に対応します。

### ※5つのエリア

本市では、良好な居住環境の維持や商業・工業などの業務の利便の増進を図る目的で、各地域に建築することのできる建物の用途を制限するため、都市計画で「用途地域」を指定しています。

5つのエリアは用途地域と対応しており、中心部エリアは「商業地域・近隣商業地域」、既成市街地エリアは「住居地域・中高層住居地域」、郊外住宅地エリアは「低層住居地域」、工業エリアは「工業専用地域・工業地域・準工業地域」が主に指定されているエリアとなっています。

(各用途地域に建てられる主な建築物)

商業地域・近隣商業地域：大型の商業施設

住居地域・中高層住居地域：中高層住宅や病院、中規模のお店や事務所

低層住居地域：低層住宅や住宅に付属する小規模なお店

工業専用地域・工業地域・準工業地域：工場

### (1) 土地利用の方針

これまでの土地利用を基本としながら、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の見直しや、地区計画の指定について検討を行うとともに、市街化区域内の未利用宅地の利用を促進するなど、合理的な土地利用を進めます。

また、大規模な公共空地や低・未利用地については、周辺の状況などを踏まえながら、用途地域の見直しなど都市計画制度を最大限に活用し、土地利用の誘導策を検討します。

既成の商業・サービス系、工業系用地が住宅地として利用される場合や住宅地に囲まれる場合などについては、必要に応じて、都市計画制度を柔軟に運用し、健全な土地利用を目指します。

#### ① 住宅系

##### A 中心部エリア～高密度な中高層住宅地の形成を図るエリア～

- ・ JR帯広駅や帯広駅バスターミナルから近く、都市機能が集積されている優位性を活かし、魅力的な居住環境を形成します。
- ・ 分譲・賃貸マンションなどの中高層住宅の建設や再開発事業の促進などにより、土地の高度利用を進めます。

##### B 既成市街地エリア～中密度な中層・低層住宅地の形成を図るエリア～

- ・ 中心部から概ね 1.5km 圏内の住宅地は、主に中層を中心とした住宅の誘導を図り、中心部から概ね 1.5km を超える住宅地は、主に戸建住宅を中心に、低層の共同住宅を立地させることで、中心部に向かうにつれて人口密度の高い居住環境の形成を進めます。
- ・ 戸建住宅が建ち並び、今後も閑静な住宅地として土地利用を図る地区については、必要に応じて都市計画制度の柔軟な運用について検討します。

##### C 郊外住宅地エリア～ゆとりある低層住宅地の形成を図るエリア～

- ・ 土地区画整理事業などで道路や下水道などの都市基盤が計画的に整備された住宅地は、引き続き戸建住宅を中心とした土地利用を維持します。

- ・ コミュニティの維持や低・未利用地の活用を図る場合などについては、良好な住環境を保ちつつ、必要に応じて、都市計画制度の柔軟な運用について検討します。

## ② 商業系

### A 中心部エリア～商業施設の集積など、土地の高度利用を図るエリア～

- ・ 道東の拠点、十勝・帯広の顔として、にぎわいと活力ある地域づくりを進めます。
- ・ JR 帯広駅周辺については、西2条通と公園大通を中心として、それぞれの特性に応じた土地利用を誘導します。
- ・ 広小路周辺については、アーケード空間の活用など、地区の特性を活かした土地利用を促進します。

### B 既成市街地エリア、郊外住宅地エリア

#### ～幹線道路沿いに日常生活に必要な生活利便施設が立地するエリア～

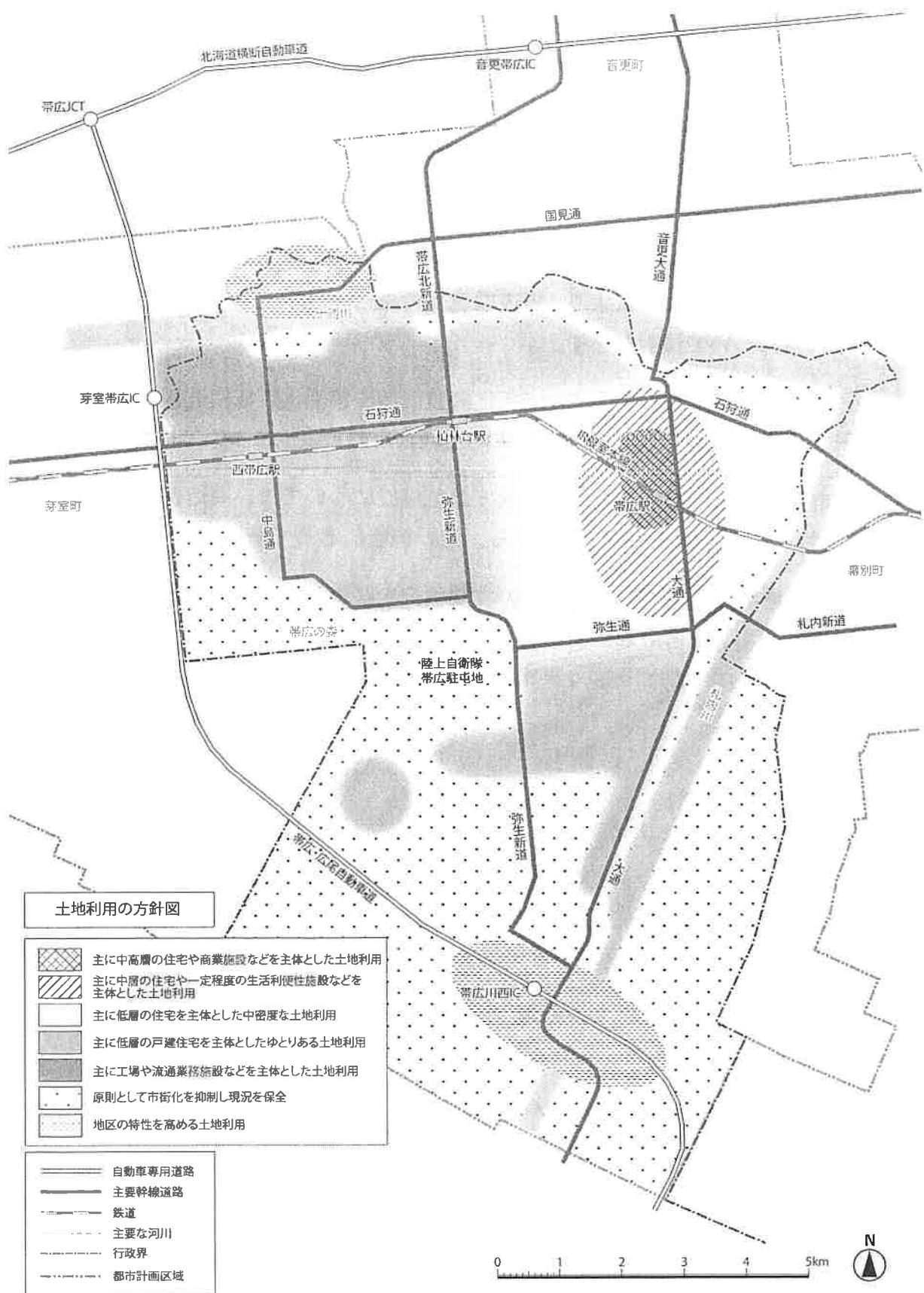
- ・ 幹線道路の沿道は、背後の住宅地などに配慮し、必要に応じて生活利便施設の立地を誘導します。
- ・ 生活利便施設が集積している地区の維持・保全などを図る必要がある場合には、周辺環境に配慮しながら、用途地域などの変更について検討します。

## ③ 工業系

- ・ 地域の資源や特性、優位性を活かした、活力ある産業の創出を図るため、工業団地など産業系用地の利用を進めます。
- ・ 帯広工業団地、新帯広工業団地、西20条北地区、西19条北地区は、交通利便性や地区特性を踏まえた工業系土地利用を進めます。
- ・ 西陵北地区やJR帯広貨物駅周辺は、流通業務地として、倉庫業や卸売業、運輸業などの集積を進めます。
- ・ 必要に応じて、地区計画等を指定するなど、良好な工業地の形成に努めます。
- ・ 住宅地に囲まれた工業系用途地域については、長期的な視点に立ち、都市計画制度を柔軟に運用し、周辺環境と調和した用途地域への変更などを検討します。

#### ④ 市街化調整区域

- ・原則として市街化を抑制し、現況を保全します。
- ・集落が形成されている新川西・中川西・愛国地区については、地域コミュニティやそれぞれの地区の特性を維持するため、必要に応じて地区計画の活用などの検討を進めます。
- ・工業エリアや自動車専用道路のインターチェンジ周辺については、今後の産業の需要動向などにより、周辺環境も考慮しながら必要に応じて都市的土地区画整理事業について検討します。
- ・市街地に存在する穴抜けの市街化調整区域や市街化区域に近接している地区については、必要に応じて都市的土地区画整理事業について検討します。
- ・市街化調整区域に立地する公共・公益施設については、周辺環境や施設の特性などを総合的に勘案しながら、その機能に応じて適切な利用を図ります。
- ・中島地区は、ごみ処理場などの立地状況を踏まえ、周辺環境との調和に配慮しながら、都市計画制度の運用による土地利用の整序を図るとともに、市民の憩いの場の創出を図ります。



## (2) 都市施設等の方針

道路や公園、下水道など、経済・産業及びその他の市民活動を確保するうえでの根幹となる都市施設について、既存ストックを活用することを基本として長寿命化や効果的な維持・管理を進め、必要に応じて更新等を検討します。

また、多様な都市活動や人・物資の移動を支えるため、安全安心な道路環境整備や雪道対策などを進めるほか、持続可能な公共交通の実現を図ります。

### ① 道路・交通体系の形成方針

#### A 広域交通ネットワークの整備促進

- ・ 産業・経済、観光、文化など多様な地域間交流を図るため、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道の広域交通ネットワークの整備を促進します。

#### B 主要幹線道路の整備促進

- ・ 4 放射 1 環状で構成する主要幹線道路は、帯広圏 1 市 3 町を連絡する主要な道路としての役割を担っていることから、広域的な交通の円滑化を図るため整備を促進します。
- ・ 市街地内の南北に計画されている弥生新道や大通については、都市内の主要な交通網の形成を図るため、整備を促進します。

#### C 幹線道路等の整備促進

- ・ 幹線道路等は市民生活を支え、良好な都市空間を形成する重要な役割を担っていることから、整備を促進するとともに、老朽化が進む橋梁や舗装等の道路インフラについて、定期的な点検や計画的な修繕を実施することにより、適切な維持を図ります。
- ・ 今後、人口減少や高齢者人口の増加のほか、産業の成長や次世代モビリティの出現などにより交通環境の変化が想定されることから、社会状況の変化や将来交通量を踏まえ、必要に応じ都市計画道路の見直しについて検討します。

#### D 自転車・歩行者空間の整備

- ・ 自転車と歩行者が、それぞれ安全で快適に通行できる空間の整備を検討します。

- ・ 道路の段差解消などにより、自転車や歩行者の安全な通行を確保します。
- ・ 環境負荷の低減や健康増進、観光振興等の観点から、交通体系における自転車による交通の役割の拡大を図ります。

#### E 中心部の快適な道路環境づくり

- ・ 「十勝・帯広の顔」として中心部の広域的な産業・経済、観光、文化などの拠点性を高めるため、分かりやすい案内板の設置など、景観に配慮した道路空間づくりに努めます。
- ・ 中心部の駐車場は、今後ともその機能維持を図ります。
- ・ 道路空間の活用などにより、魅力的な通りをつくるための取り組みを促進します。

#### F 生活道路の整備

- ・ 老朽化した生活道路の舗装修繕を行うなど、快適な道路環境の確保に努めます。
- ・ 子どもや高齢者などの歩行者の安全を確保するための道路環境整備について検討します。

### ② 公共交通（バス・鉄道）機能の形成方針

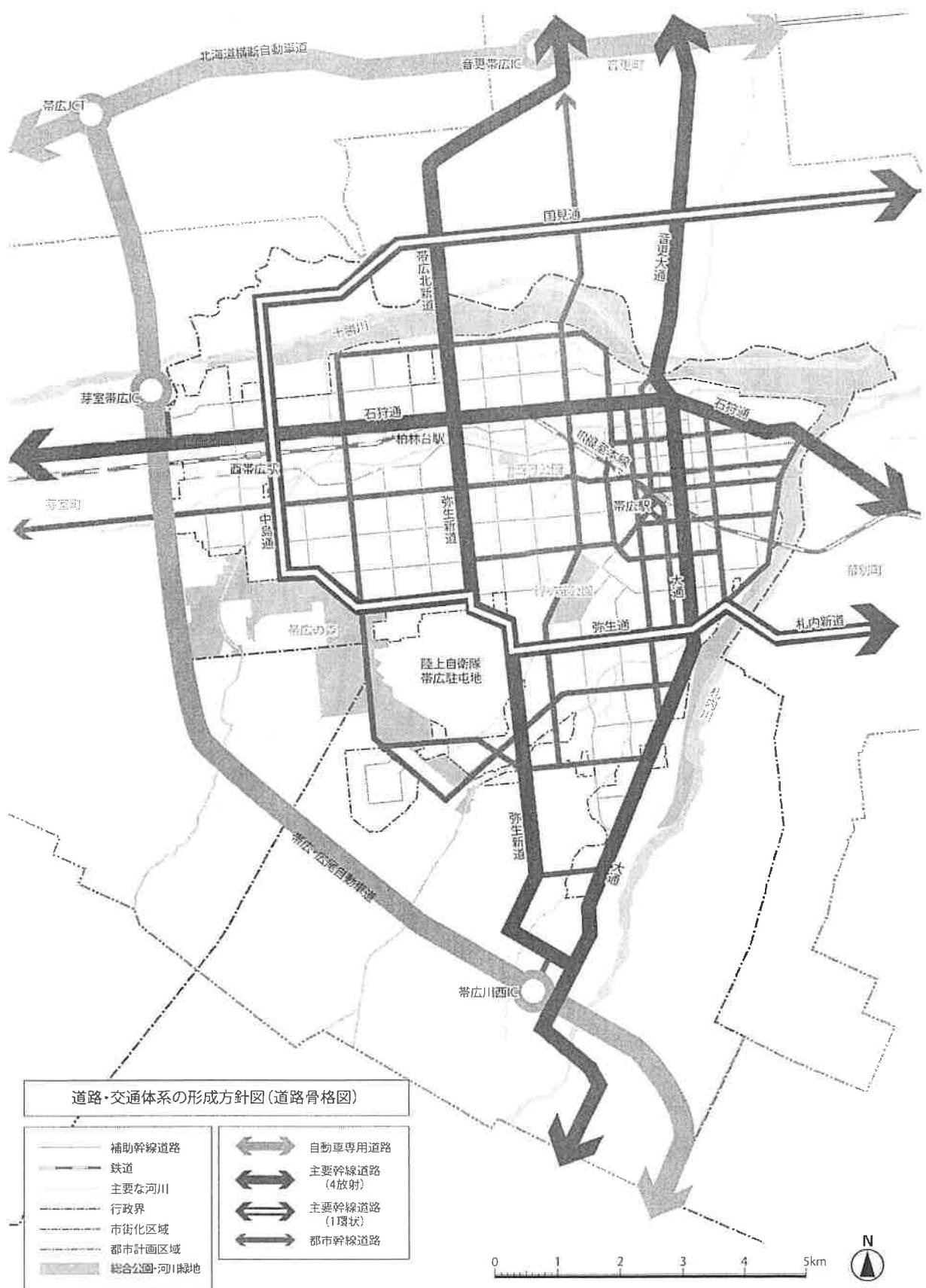
#### A 持続可能なバスネットワークの形成

- ・ 事業者と行政が連携しながら、市民の利用実態やニーズを捉え、利便性や効率性、収益性を十分考慮した路線やダイヤの見直しのほか、路線バスと他の交通手段との接続性の向上などに取り組みます。
- ・ 事業者等と協議しながら、インバウンド観光などに対応した案内等の多言語化や、ウェブサイトなどによる路線や運行情報の充実などに取り組みます。

#### B 鉄道、空港、港湾との連携

- ・ 広域的な産業経済活動や文化・交流活動などを活性化するため、バス・鉄道・空港・港湾を結ぶ広域交通ネットワークの整備を促進します。





### ③ みどりの形成方針

#### A みどりのネットワークの形成

##### (a) 水系軸（十勝川水系の河川緑地）

十勝川、札内川の河川緑地は、散策や自然学習の場、スポーツ・遊びの場としての機能を有しており、また、豊富な水と豊かな自然環境を有していることから、みどりの水系軸に位置付け、今後も良好な河畔林や河川敷を市民に親しまれる身近な河川緑地として保全、活用に努め、みどりのネットワークの骨格とします。

##### (b) 外環軸

帯広の森から南は、帯広畜産大学、帯広農業高校、機関庫の川から札内川へ、帯広の森から北は、帯広川から新帯広川を経て十勝川から中島地区へ、もう一方は、つつじが丘霊園から帯広・広尾自動車道の緑地を経て、十勝川へ連なるみどりの連続性を確保し、帯広の森を核とした外環軸に位置付け、みどりのネットワークの骨格とします。

##### (c) 都市貫軸

J R 帯広駅北側には、中央公園を拠点として、西2条通、西3条通、西4条通などを活用して十勝川水系へつなぐ「北の軸」を、J R 帯広駅南側には、緑ヶ丘公園を中継拠点として、公園大通、とてっぽ通、売買川を経て帯広の森につなぐ「南の軸」を、また、緑ヶ丘公園を拠点にウツベツグリーンロードを経て、帯広の森につなぐ「西の軸」を、それぞれ市街地を貫く都市貫軸に位置付け、みどりのネットワークの骨格とします。

##### (d) 主要なネットワーク（道路）

水系軸、外環軸、都市貫軸をつなぐ公園緑地や街路樹などの機能を活かしたみどりのネットワークを形成します。

##### (e) 主要なネットワーク（河川）

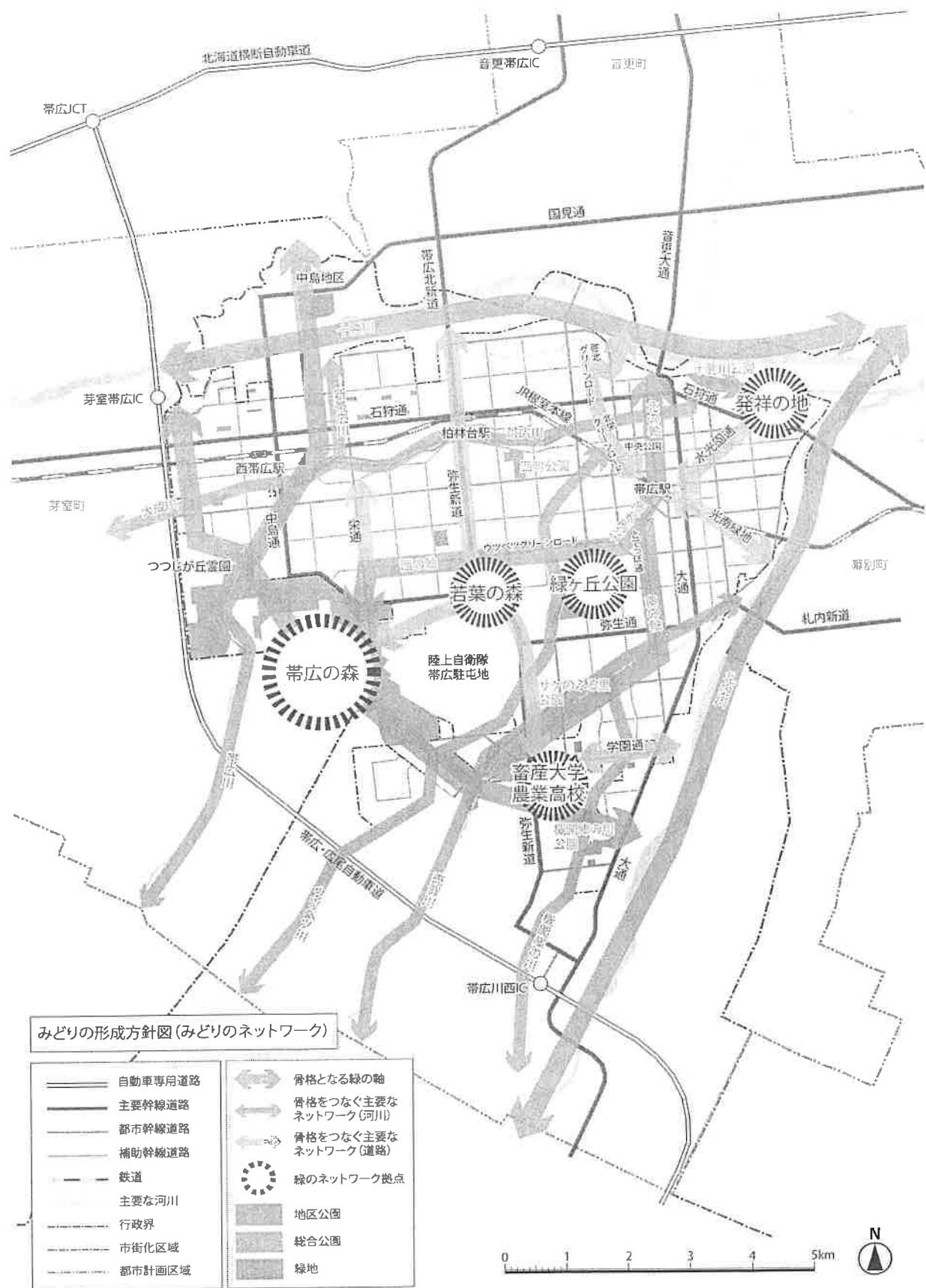
都市内を流れる帯広川や自然の趣を残す機関庫の川等の中小河川は、水辺の環境や河畔林からなる貴重な回廊であり、環境と共生し市民が親しめる河川空間として整備、活用をすすめ、みどりのネットワークを形成します。

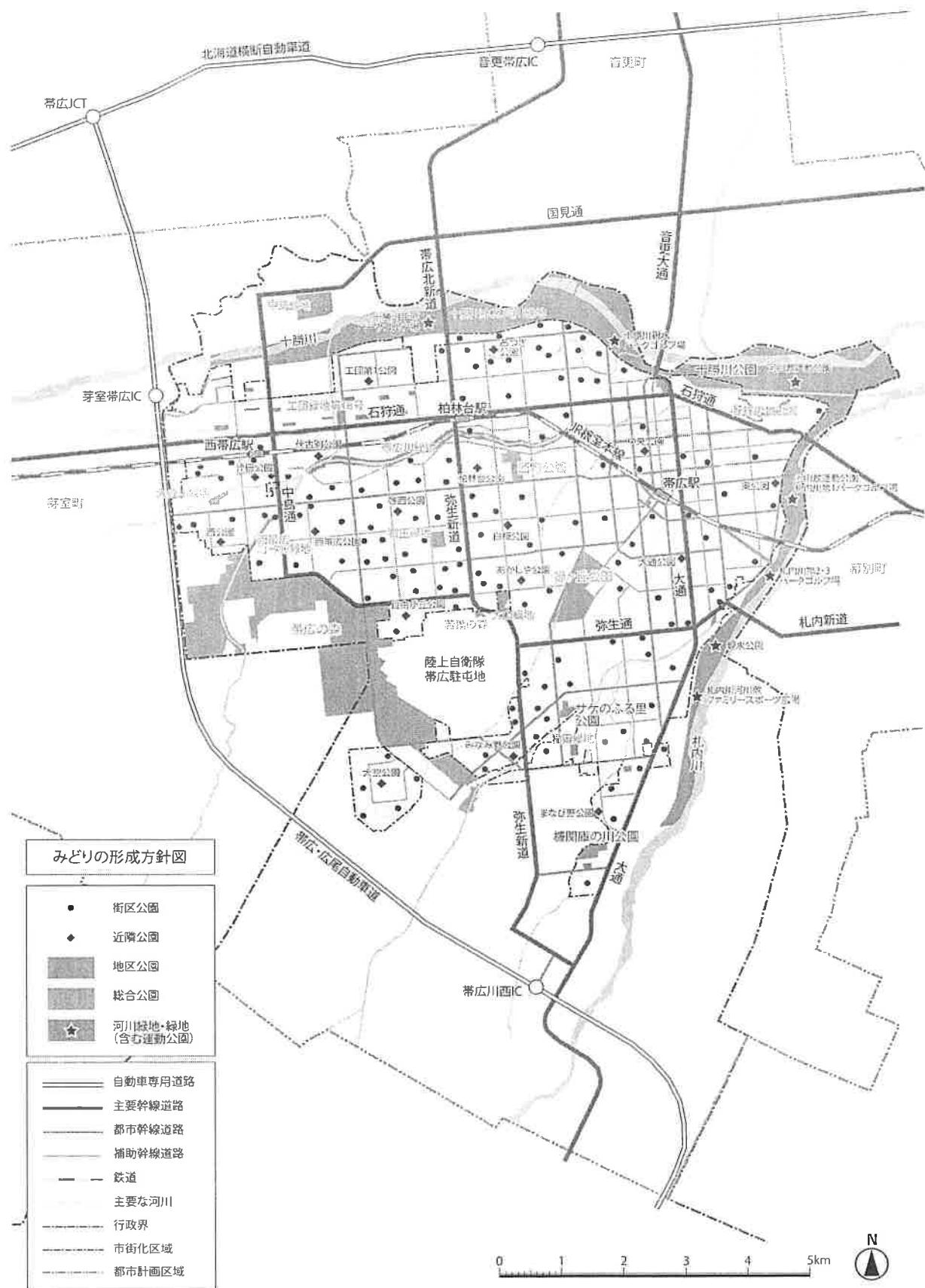
## B 公園・街路樹

- ・ 地域の特性や実情などを踏まえ、公園の新規整備や既設公園の集約及び配置施設の選定等を進めます。
- ・ 公園施設の長寿命化や街路樹の剪定・伐採など、適切に管理・保全します。
- ・ 民間事業者による公園の有効活用を促進し、公園の魅力を高め、賑わいを創出します。
- ・ 公園の管理や植樹ますへの花苗の植栽など、町内会や団体・企業などと行政との連携によるみどりづくりを進めます。

## C 緑地・河川緑地

- ・ みどりのネットワークを軸として、緑地・河川緑地などを市民の憩いの場として整備します。
- ・ みどりのネットワークの骨格となる帯広の森や十勝川水系河川緑地などは、市民団体などと連携・協力し、適切に育成管理を進めます。
- ・ 様々な体験イベントや情報発信を通じ、森と市民とのつながりづくりを促進します。
- ・ 帯広の森の拠点施設を活用し、森づくりに関わる人材の育成を進めるとともに市民団体や有識者などによる森の調査研究を促進します。
- ・ 動植物の生息地及び生育地となる河川緑地や自然林などの貴重な樹林地について、適切に保全します。





#### ④ 下水道及び河川の方針

##### A 下水道

- 大雨などによる浸水被害を防ぐために、雨水管未整備地区の優先順位等を見極めながら、効果的な整備を進めます。また、老朽化した下水道施設については、長寿命化計画等を踏まえた、施設の更新や老朽化対策を進めます。

##### B 河川

- 洪水による被害を防止・軽減するため、関係機関と連携し、施設整備や市民周知など、総合的な治水対策を図ります。
- 都市住民の潤いと安らぎをもたらす空間の創出に努めます。

#### ⑤ その他の都市施設の方針

##### A ごみ焼却場及びその他の処理施設

- 市民、事業者、行政の役割分担と連携により廃棄物の減量化・資源化を進め、適切な処理を行い、資源循環型の地域社会づくりを促進します。
- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設については、北海道や本市が定める各種計画に基づき、適切な立地、施設整備及び維持管理を図ります。
- 新たな施設の立地については、周辺の自然環境等との調和や立地特性を十分に踏まえ配置を検討します。

##### B 火葬場

- 帯広火葬場については、計画的な維持管理を行うことにより長寿命化を図り、今後ともその機能を維持します。

##### C 市場

- 帯広魚菜卸売市場は、今後ともその機能維持を図ります。

##### D 牲畜場

- 十勝総合食肉流通施設は、今後ともその機能維持を図ります。

##### E 墓園

- つつじが丘霊園や中島霊園等の墓園については、今後ともその機能維持を図ります。

## F その他

- ・ その他、都市活動を支え、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保するうえで必要と認められる都市施設については、必要に応じて都市計画決定に向けた検討を行います。



### (3) 都市環境の方針

災害対策の充実や地域の防災力の強化などを総合的に推進し、災害発生後においても、避難、復旧に迅速に対応できる災害に強い都市形成を進めます。  
また、市民と協働し、帶広らしい魅力ある都市景観の創出を図ります。

#### ① 都市防災

##### A 災害対策

###### (a) 地震対策

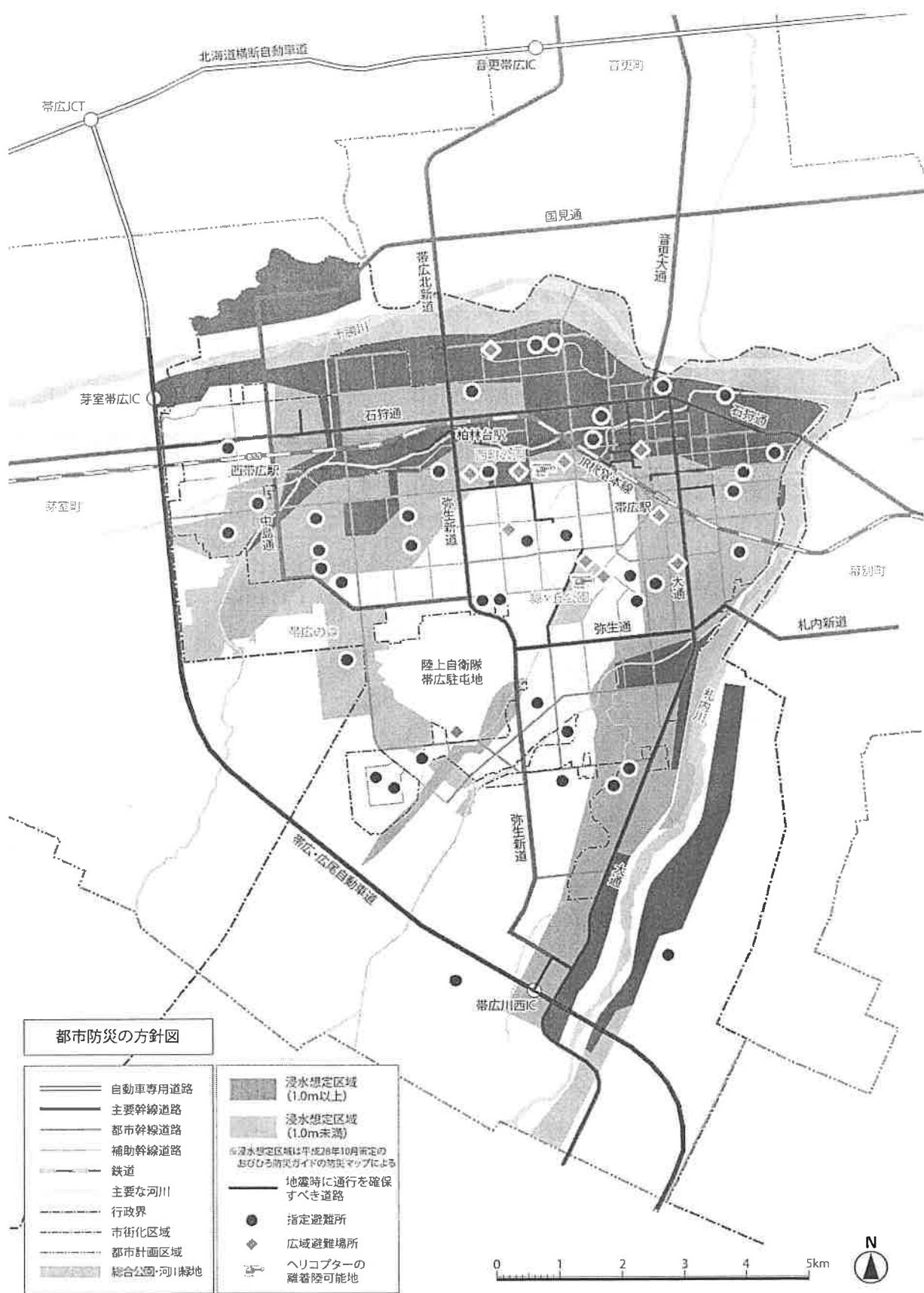
- ・ 地震による被害を防止し、市民の生命・財産を守るため、新耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震化を促進します。
- ・ 耐震化についての情報発信や安心して相談することができる体制づくりなどを推進します。
- ・ 防火地域、準防火地域の制度を活用し、火災発生時の延焼拡大防止に努めます。
- ・ 災害時における避難や緊急車両、物資輸送の経路となる道路の整備や適切な維持管理を進めます。
- ・ 災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化を促進します。
- ・ 安全・安心な市民の暮らしを守るため、上下水道、ガスなどのライフライン事業者と連携し、耐震性を確保するなど都市の安全性の強化に取り組みます。
- ・ 延焼遮断帯や避難場所となる都市公園・河川緑地などのオープンスペースを確保し、防災空間としても利用できるよう整備を検討するなど、災害発生時における被害の拡大の防止を図ります。

###### (b) 水害対策

- ・ 市民の安全な暮らしを守るため、国や北海道と連携しながら治水対策に取り組みます。
- ・ 大雨などによる浸水被害を防止するため、雨水排水管渠の整備を推進するとともに、雨水浸透設備の整備促進などの雨水流出抑制対策を図ります。
- ・ 国や北海道との連携のもと防災マップを適宜見直し、市民に周知を図ります。

(c) その他

- ・ 道路の堆雪スペースの確保など安全な交通環境づくりを進めるとともに、高齢者などが安心して暮らせるよう町内会などによる除雪体制づくりを促進します。
- ・ 谷や沢を埋めた大規模な造成宅地や傾斜地盤上の造成宅地において、国の調査等を踏まえ、安全性の確保に取り組むとともに、土砂災害を防止するため、宅地造成の適切な指導を行います。
- ・ 防災や衛生などの生活環境の保全を図るため、危険な空家等の解体を促進します。
- ・ 災害の発生時に安全に避難できる市街地を形成するため、浸水想定区域等に配慮しながら避難所を適切に指定します。



## ② 都市景観

### A 風土を活かした個性ある景観

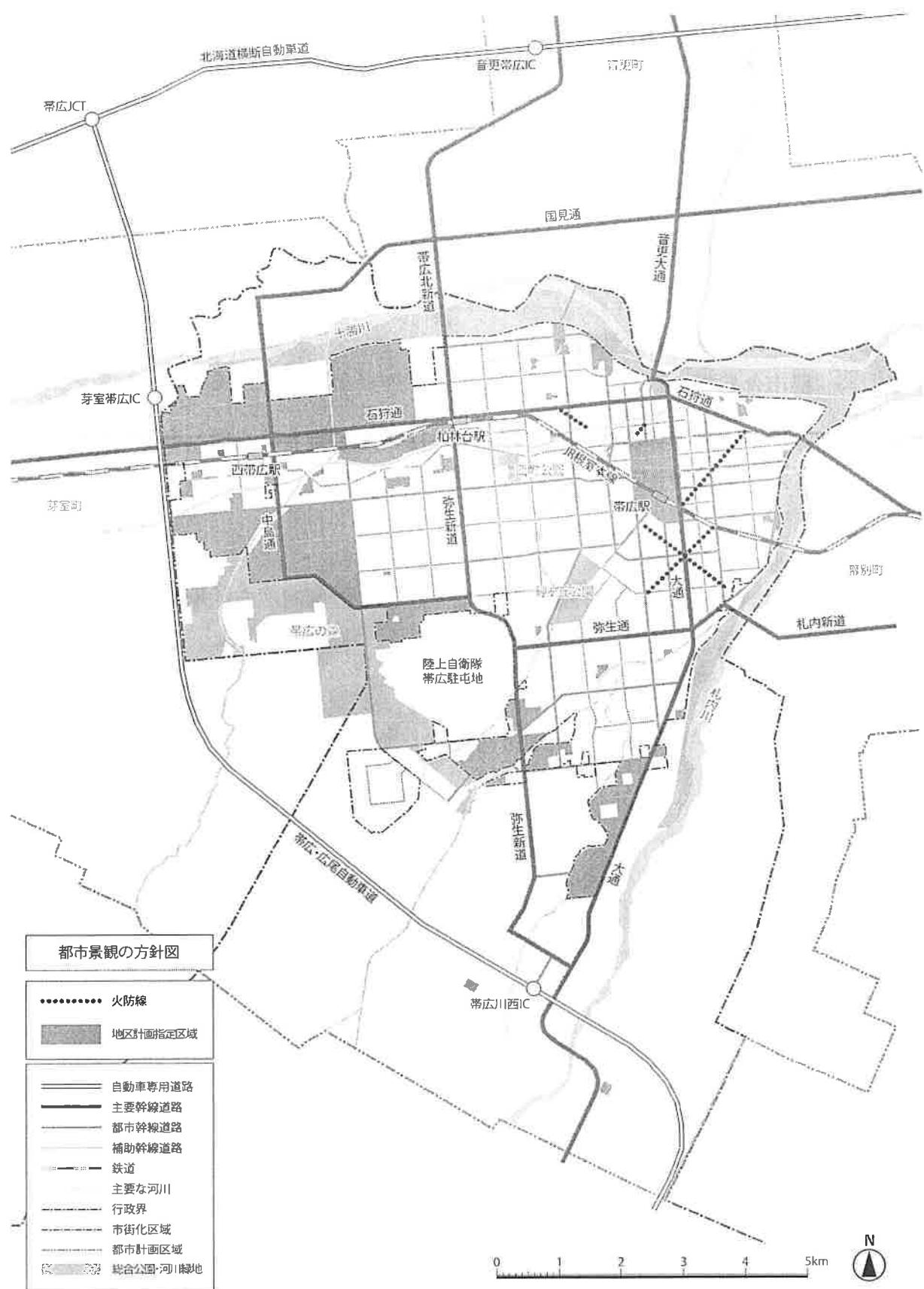
- ・ 帯広の特徴である格子状の区画や火防線などの個性を活かした景観を保全します。
- ・ 主要な道路については植樹帯等を設け、沿道の緑化を図ります。また、道路の付属物や構造物の修景を図ります。

### B みどりの活用による景観

- ・ 都市と農村を結ぶ帶広の森や河川などの豊かな自然景観を保全します。
- ・ 多様な主体と連携しながらみどりを活用し、魅力ある親しみやすい景観づくりにつなげます。

### C 市街地での良好な景観

- ・ 住宅地などにおいて、地区計画などの都市計画制度を活用し、それぞれのエリアなどに相応しい機能や優れた景観づくりを誘導し、良好な都市環境の維持・形成を図ります。
- ・ 景観づくりへの市民参加により、親しみやすく良好な景観の保全・創出を進めます。



### (1) まち育ての推進

#### ① 市民協働のまち育て

本プランの実現に向けては、市民が地域に愛着と誇りをもって自ら發意し、行政と市民が協働し、また、市民自らが取り組む「まち育て」を推進します。

#### ② 情報共有と役割

住みよく、暮らしやすい都市空間の創造に向けて、市民、事業者、行政などがまちづくりの情報を共有し、それぞれが役割を適切に担いながらまち育ての取り組みを進めます。

##### A 市民、事業者・団体

- ・ 協働のまち育ての主役として、地域活動やボランティア活動などに積極的に参加・参画し、安全で快適な魅力あるまちの実現に向け、相互に協力しながら、創意工夫のもと、地域の個性や特色を活かした取り組みを推進します。

##### B 行政

- ・ 本プランに基づき、様々な主体の連携を図り、都市形成に関わる規制誘導等の仕組みづくりを行うとともに、協働のまち育てを支援します。

#### ③ まち育ての取り組み

市民や事業者と行政の協働により、各地域における「まちのツボ」を探りながら、その地域の活性化につながる望ましい取り組みについて検討します。なお、取り組みの推進にあたって、行政は都市計画制度など多様なツールの効果的な活用について相談に応じ、必要なアドバイスをするなど積極的に取り組みをサポートします。

